

ソフトウェア使用許諾契約書

本製品を開封する前に、ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます。)をお読みください。本契約書は、本製品のパソコン専用添付ソフト(以下「本ソフトウェア」といい、バージョンアップ版も含みます。)に適用されます。本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約書に同意されたものとします。本契約書に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

株式会社アイアイ(以下「甲」といいます)は、本契約書と共に提供する本ソフトウェアを非独占的に使用する譲渡不能な権利を下記条項に基づき許諾し、お客様(以下「乙」といいます。)も下記の条項に同意するものとします。

記

1. 契約期間

本契約は、乙が本ソフトウェアを開封した時から発効し、乙が甲に文書で申し入れるか、または第3項の規定により解除されるまで有効とします。

2. 使用許諾

甲が販売するDVD-R等の本ソフトウェアを記録した電子媒体を所有している場合、または、本ソフトウェアのユーザー登録を行っている場合は、本ソフトウェアを複数のコンピュータで使用することができるものとします。

乙は、自らまたは第三者を使って、本ソフトウェアの全部または一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案などを行うことはできません。

乙が契約書のいずれかの規定に違反して甲に損害を生ぜしめた場合には、甲に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

3. 契約の解除

乙が本契約に定める規定に違反したとき、または、本契約を継続しがたい重大な事由があるときは、甲は何らの通知を要せずに直ちに本契約を解除することができます。

この場合、乙は契約が終了した日より10日以内に本ソフトウェア(複製したソフトウェアを含みます。)、専用接続ケーブルをすべて消去または廃棄するものとします。

4. 保証範囲

甲は、本ソフトウェアがいかなる動作環境においても全て正常に動作することを保証するものではありません。

甲は、本ソフトウェアに関するすべての仕様について、予告なしに変更することがあります。また本ソフトウェアを使用した結果被ったいかなる損害に関しても、一切の責任を負わないものとします。

乙ないし第三者が本ソフトウェアを使用することにより、乙ないし第三者が損害を受けた場合においても、乙ないし第三者は甲に対してその損害の賠償を求めることはできないものとします。

本契約に基づき甲が負う責任は、本ソフトウェアの購入に際し乙が実際に支払った金額を上限とします。

ご注意

- ① このソフトウェアの著作権は、株式会社IAI(アイアイ)にあります。
- ② このソフトウェア、ファーストステップガイドは、本製品のソフトウェア使用許可契約書の同意のもとで使用することができます。
- ③ このソフトウェア、ファーストステップガイドを運用した結果の影響については、いっさい責任を負いかねますのでご了承ください。
- ④ このファーストステップガイドの版数と、ソフトウェアの版数(Ver.)はまったく一致しておりませんのでご了承ください。
- ⑤ このファーストステップガイドに記載されている事項は、将来予告なしに変更することがあります。